

紙入札参加届

1 発注物件（業務）名

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。

（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。

（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様式第5号（第4条）

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
十勝東部森林管理署長 殿

(入札者)
住所
称号又は名称
代表者氏名
(代理人)
氏名

¥ _____

ただし、 _____ の代金

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第6号（第4条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日
- 2 件名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住所
称号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
十勝東部森林管理署長 殿

収穫調査委託契約書(案)

1. 調査名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

調査名 (森林管理署等名)	委託 予定数量	委託 単価	委託予定金額	調査場所
令和7年度 十勝東部森林管理署 収穫調査業務委託5号	190.72ha		委託金額 _____ 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 _____ 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注)()の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 調査期間

自 令和7年 月 日

至 令和8年3月 6日

3. 契約保証金 免除

4. 特約事項 特記仕様書のとおり

上記委託事業につき、委託者 _____ (以下「甲」という。)と、
受託者 _____ (以下「乙」という。)とは、本契約書及び
北海道森林管理局ホームページに掲載している収穫調査委託契約約款(本調査の公告日現在)によ
って委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲)

受託者(乙)

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班						
十勝東部	上足寄	121ろ	5.32	199	列状間伐	33	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121じ	4.18	123	列状間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121ぬ	5.55	225	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121か	0.87	66	定性間伐	25	毎木	
十勝東部	上足寄	121よ	0.90	69	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121れ	2.54	154	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121つ	1.60	53	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121ね	7.50	214	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121な	3.15	141	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121ら	1.58	97	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121む01	11.00	396	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121く	5.85	443	列状間伐	33	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121ま	2.37	93	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121し	3.03	187	列状間伐	33	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121ひ	5.51	195	列状間伐	33	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121も	3.62	297	列状間伐	33	標準地 (本数)	
十勝東部	上足寄	121せ	4.33	358	列状間伐	33	標準地 (本数)	
十勝東部	鳥取	133い	1.83	257	複層伐	33	標準地 (本数)	30m×60m L34cm上調 査
十勝東部	鳥取	133じ	0.96	63	定性間伐	25	毎木	

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班						
十勝東部	鳥取第二	134い	6.48	251	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	鳥取第二	134は	3.42	136	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	鳥取第二	134に	3.28	935	複層伐	33	標準地 (本数)	30m×60m L34cm上調 査
十勝東部	鳥取第二	134と	0.63	111	複層伐	33	標準地 (本数)	30m×60m L34cm上調 査
十勝東部	鳥取第二	134ち	11.62	275	列状間伐	25	標準地 (本数)	上層木間伐
十勝東部	鳥取第二	134り	4.32	102	列状間伐	25	標準地 (本数)	上層木間伐
十勝東部	鳥取第二	134ぬ	18.89	553	带状間伐	25	標準地 (本数)	5m×15m
十勝東部	鳥取第二	134る	9.77	785	带状間伐	25	標準地 (本数)	5m×15m
十勝東部	鳥取第二	134つ	4.65	1204	複層伐	33	標準地 (本数)	30m×60m L34cm上調 査
十勝東部	本別	217そ	0.21	14	定性間伐	33	毎木	
十勝東部	本別	219い	6.92	224	定性間伐	25	標準地 (本数)	上層木間伐
十勝東部	本別	219ほ	0.99	33	列状間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	本別	219へ	1.97	333	複層伐	33	標準地 (本数)	30m×60m L34cm上調 査
十勝東部	本別	219と	1.96	129	列状間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	本別	219ち	1.68	109	列状間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	本別	219よ	8.22	526	定性間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	本別	220い	4.86	282	列状間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	本別	220ろ	1.18	261	複層伐	33	標準地 (本数)	30m×60m L34cm上調 査
十勝東部	本別	220は	1.16	274	複層伐	33	標準地 (本数)	30m×60m L34cm上調 査

調 査 内 訳 書

森 林 管 理 署 等	調 査 場 所		予 定 面 積 (ha)	予 定 材 積 (m ³)	伐 採 種	伐 採 率 (%)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班						
十勝東部	本別	220に	10.95	486	列状間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	本別	220へ	5.74	302	列状間伐	25	標準地 (本数)	
十勝東部	本別	220と	10.13	586	列状間伐	25	標準地 (本数)	
合計		41箇所	190.72	11,541				

特記仕様書

収穫調査の実施にあたっては、「北海道森林管理局収穫調査規程」及び「北海道森林管理局収穫調査規程の運用について」によるほか、以下の定めによるものとする。

1 狩猟期間中の安全対策について

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理署が定める銃猟安全対策に従うこと。

なお、林道等入口付近及び事業地の前後等の視認しやすい場所に「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり 0.45×1.5m以上、ポール伸縮 3m程度）を3本設置すること。

また、市町村から森林管理署に対し、市町村が実施主体となっていく有害鳥獣捕獲について、事業地を含む周辺国有林において、土・日曜日、祝日、年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理署・市町村・受託者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じること。

2 多様な森づくりについて

調査実行中において、現地で除外区域が明確でない場合は、林況に関する状況について監督職員等に適宜情報すること。

3 選木について

立木販売の定性間伐調査においては、広葉樹胸高直径 3 4 cm 上を保残するので調査対象木から除外すること。

4 無人航空機の飛行について

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を監督職員等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受託者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに監督職員等へ報告する。
- (3) 無人航空機の回収は、受託者の責任において行う。
- (4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

5 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議すること。

